

財産処分手続きについて

ショート転換の実施については、施設の建設にあたり国や横浜市から補助金の交付を受けた施設の全部または一部について他の目的への転用に該当するため、事前に財産処分の手続きを完了させる必要があります。

すべての提出資料が提出された施設から、順次手続きを進めていきます。転換希望日
が早い施設につきましては、提出締切日より早い提出も受け付けますので提出資料を整え
た上でご提出ください。なお、提出締切日までに見つからない文書等がある場合には、
その旨をメール本文に記入の上、準備のできた文書等をご提出ください。

なお、財産処分の承認通知が届くまで、転換は実施しないでください。

提出書類

- ・財産処分手続き必要書類チェックリスト
- ・財産処分承認申請書（開所後 10 年未満施設）または財産処分報告書（開所後 10 年以
上経過施設）
- ・対象施設の図面
- ・面積一覧表（図面に処分該当箇所の面積が明記されている場合は省略可）
- ・写真（処分該当箇所）（様式を参照）
- ・施設整備費補助金交付額確定通知書及び実績報告書の写し（補助金額・総事業費が確
認できる資料）（整備が 2 か年に渡る場合は 2 か年分）
- ・開所日が確認できる資料（指定通知書等）
- ・その他参考となる資料
- ・以前にも財産処分手続きをしている場合にはその際の資料

提出方法

データにてご提出ください

提出先

健康福祉局高齢施設課施設整備係

メール：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp

提出〆切

令和 4 年 12 月 23 日（金）

健康福祉局高齢施設課 施設整備係

電話 045-671-4119

FAX 045-641-6408